

和歌山市告示第 110 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、一般廃棄物処理計画のうち令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成 12 年条例第 57 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 ごみ

（1）一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等を除く。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み

ア 発生量の見込み 105, 179 トン

イ 処理量の見込み 104, 985 トン（発生量の見込みから資源集団回収量の見込みを除いた量）

内、家庭系処理量の見込み 71, 452 トン

内、事業系処理量の見込み 33, 532 トン

（2）一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

ア 総合ごみ情報誌、ホームページ、市ごみ情報サイト「リリクルネット」、SNS 等を活用したごみ減量等に関する情報提供及びごみ減量推進キャラクター「リリクル（着ぐるみ）」を使った各種イベント等への積極的な参加による啓発活動の実施

イ 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、自治会、婦人会等の各種団体を対象とした焼却施設の見学会及び出前講座による啓発活動の実施

ウ 情報が伝わりにくい単身世帯、若年層世帯、自治会未加入世帯への情報提供及び啓発活動の実施

エ 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する廃棄物の減量推進並びに適正な循環的利用に関する指導及び啓発の実施

オ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度及び一般廃棄物管理票（マニフェスト）制度による排出者の管理徹底

カ 食材を残さず使いきる、残さず食べきれの料理のレシピ等の情報提供

キ 生ごみに含まれる水分を削減するため、具体的でわかりやすく、誰もが取り組める方法を提供

ク 小売店で提供されるプラスチック製品を断るなど、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制に関する啓発活動を実施

ケ 資源として、かん、びん、紙、布、ペットボトル、小型家電等及び蛍光灯等の分別収集の実施

コ 青岸ストックヤードを活用した資源回収の実施

サ 優先度が高い 2R（リデュース・リユース）を意識したライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発

シ スーパーマーケット等で行っている「店頭拠点回収」の情報提供の充実と利用推進

ス 和歌山市ごみ減量推進員制度を活用したごみの減量化及び資源化の推進並びに和歌山市ごみ減量推進員との連携及び協働

セ 多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物の減量計画書の作成及び提出の指導

ソ 家庭のごみ置場へ排出している事業者に対する適正処理指導

タ 事業系古紙類の資源化推進

チ 事業系一般廃棄物に混入している廃プラスチック類の受入規制

（3）分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別の区分	一般廃棄物の種類（例示）	
一般ごみ	台所ごみ	調理くず等
	再生することができない紙	ティッシュ、油紙、紙コップ、汚れが付着している紙、感熱紙、写真等

		プラスチック類全般	プラスチック製のおもちゃ、CD類、ナイロン製品、梱包に使っている発泡スチロール等 (プラスチック製容器包装を含む。ただし、ペットボトル及び白色トレイ(発泡スチロール製食品用トレイ)を除く。)
		木製品類、革製品類、ゴム製品類	革製バッグ、くつ・シューズ、ホース(50センチメートル以下に限る。)、木片等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
		汚れている衣類	下着、作業着等
		その他	ぬいぐるみ、草や木の枝、白熱電球、LEDランプ、割れた蛍光管等
資源	かん	かん類	飲料用かん、スプレーかん、缶詰かん、油かん等
		金属類	なべ(ホーロー製を除く。)、やかん、フライパン、包丁、フォーク、ナイフ、はさみ、魚焼きの網等(1辺の長さが30センチメートル以下に限る。)
	びん	びん類	飲料用びん、調味料びん、化粧びん等
	紙	古紙類	新聞・チラシ、雑誌・本・雑がみ、ダンボール、紙パック等
	布	古繊維類	シャツ、シーツ、タオル、ダウンジャケット等(汚れているものを除く。)
	ペットボトル	飲料、しょうゆ及び酒類の容器のうちポリエチレンテレフタレート製のもの	ペットボトルの識別表示マークがついた飲料、しょうゆ及び酒類のペットボトル
	小型家電等	小型家電等	一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器、除湿機及び排出禁止物に該当するもの並びに1人で持ち運ぶことができないものを除く。)及びその付属品(電池、蛍光管、電球及び燃料を除く。)
	蛍光管等	蛍光管等	蛍光管(割れたものを除く。)、乾電池、ボタン電池等
	白色トレイ	白色トレイ	発泡スチロール製食品用トレイ
粗大ごみ		家具類、寝具類、楽器・遊具類(小型家電等は除く。)等で1辺の長さが30センチメートルを超えるもの	机、椅子、タンス、ベッド、鏡台、戸棚、ふとん、毛布、じゅうたん、カーテン、オルガン、琴、ドラム、自転車、三輪車、乳母車、足踏みミシン、編み機、ガスレンジ、傘、マッサージチェア等 (排出禁止物に該当するものを除く。)

備考 白色トレイ(発泡スチロール製食品用トレイ)は、分別し回収協力店に排出すること。

(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ア 市、市民及び事業者の責務

市	・市は、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進並びに一般廃棄物の適正な処理を図るために必要な施策を実施するものとする。 ・市は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るように努めなければならない。
市民	・市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。 ・市民は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。
事業者	・事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ・事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用の促進等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。 ・事業者は、廃棄物の減量推進及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

イ 一般廃棄物の種類別の収集回数及び処理を実施する者

家庭系一般廃棄物

分別の区分		収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ		週 2 回	市直営 民間委託	市直営 民間委託	焼却	熱回収 埋立て
資源	かん	月 2 回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	びん	月 2 回	市直営 民間委託	民間委託	選別・破碎	資源化
	紙	月 2 回又は 3 回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮	資源化
	布	月 2 回	市直営	民間委託	選別	資源化
	ペットボトル	月 2 回又は 3 回	市直営 民間委託	民間委託	選別・圧縮・ 破碎	資源化
	小型家電等	年 2 回	市直営	市直営 民間委託	選別・破碎	資源化
	蛍光灯等	年 2 回	市直営	民間委託	選別・破碎	資源化
	白色トレイ	随時	拠点回収 (民間)	民間事業者	民間事業者の ルートによる 資源化	資源化
粗大ごみ		随時	民間委託	市直営 民間委託	選別・破碎・ 焼却	資源化 熱回収 埋立て

備考

- 1 年末年始の収集については、収集日を振り替える場合がある。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

事業系一般廃棄物（市に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	収集回数	収集運搬 実施主体	中間処理 実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	週 2 回	民間委託 (許可業者)	市直営 民間委託	焼却	熱回収 埋立て

備考

- 1 条例第14条に規定された多量排出事業者を除く。
- 2 市外の一般廃棄物や産業廃棄物（かん、びん、ペットボトル等の再生利用品を含む。）は収集しない。
- 3 年始の1月1日から1月3日までの収集については行わない。
- 4 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

事業系一般廃棄物（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	収集回数	収集運搬実施主体	中間処理実施主体	処理内容	最終処分
一般ごみ	許可業者による	許可業者	市直営 民間委託	焼却	熱回収 埋立て
粗大ごみ	許可業者による	許可業者	市直営 許可業者	選別・破碎・ 焼却	資源化 熱回収 埋立て

備考

- 1 一般ごみの収集回数は、原則週2回以上とする。ただし、1か月の排出量が100キログラム以下で腐敗・悪臭等、生活環境の保全に支障が生じる恐れのないものであれば、収集回数は週1回以下とすることができる。
- 2 埋立てによる最終処分先は、大阪湾広域臨海環境整備センターとする。

動物（ペット等）の死体

	収集回数	収集運搬実施主体	中間処理実施主体	処理内容	最終処分
動物（ペット等）	随時	民間委託	市直営 民間委託	焼却	埋立て

ウ 一般廃棄物の種類別の排出方法

家庭系一般廃棄物

分別の区分		排出方法	排出場所等	排出時間
資源	一般ごみ	家庭用和歌山市指定ごみ収集袋又はレジ袋（原則10リットルから15リットルまでの容量表示のある透明又は半透明のものに限る。）	所定の場所	当日の午前8時まで
	かん			
	びん			
	布			
	ペットボトル	新聞・チラシ、雑誌・本、ダンボール及び紙パックの種類ごとに十字ひも掛け又は紙袋に入れて排出 雑がみは雑誌に挟む又は紙袋に入れて排出	地区により指定された場所	地区により指定された日時
	紙			
	小型家電等			
	蛍光管等	蛍光管は、購入時の紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包み、割れないようにして排出 ボタン電池は、セロハンテープ等で絶	地区により指定された場所	地区により指定された日時

		縁して排出		
	白色トレイ	洗浄して排出	回収協力店	随時
	粗大ごみ	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出（一回に出すことができるのは、原則2点から15点まで）	個別対応	当日の午前8時まで（収集は原則、受付日の翌週）

備考

- 紙、布は濡れると再生しにくいので、収集日が雨の時はできるだけ次の晴れた日に排出すること。
- ペットボトルはキャップとラベルをはずして排出すること。
- スプレーかんは中身を使いきり、飲料用かんや金属類とは別の袋に入れて排出すること。
- この表において所定の場所とは、市が収集する一般ごみ及び資源（小型家電等を除く。）を排出すべき場所で、北事務所及び西事務所において一般の閲覧に供する図面に示すものをいう。
- この表において地区により指定された場所及び日時とは、北事務所において各地区で指定されたものをいう。
- ごみ出しが困難な世帯を対象に、玄関先まで収集に出向く「ふれあい収集」については、個別対応とする。（粗大ごみを除く家庭系一般廃棄物に限る。）
- 白色トレイ（発泡スチロール製食品用トレイ）は洗浄し回収協力店の回収ボックスへ排出すること。
- ボタン電池は、セロハンテープ等で絶縁し、できるだけ販売店の回収缶に排出すること。

事業系一般廃棄物（市に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	排出方法	排出場所等	排出時間
一般ごみ	事業所用和歌山市指定ごみ収集袋（黄色）	個別対応	当日の午前8時まで

備考

- 医療関係機関（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条第8号）から医療行為に関係して排出される廃棄物（以下、医療廃棄物という。）の内、感染性廃棄物は特別管理廃棄物となるため、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者に処理を委託しなければならない。
- 医療廃棄物の内、非感染性一般廃棄物は、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付したうえで排出しなければならない。
- 医療関係機関から排出される非感染性の紙おむつの取扱いは、汚物を取り除き、袋の口を密閉し臭気が外に漏れないようにし、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付すること。

事業系一般廃棄物（一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する場合）

分別の区分	排出方法	排出場所・時間等
一般ごみ	事業所用和歌山市指定ごみ収集袋（黄色）又は搬入物が確認できるよう、透明若しくは半透明袋	許可業者との契約による
粗大ごみ		許可業者との契約による

備考

- 家庭用和歌山市指定ごみ収集袋で排出しないこと。
- 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者と一般廃棄物（ごみ）収集運搬委託契約の締結を書面により行うこと。
- 多量排出事業者は一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。なお当面は、平均で1日当たり100キログラム以上、又は1月当たり3トン以上の事業系一般廃棄物を排出す

る事業者を対象とする。

- 4 事業系粗大ごみを排出する者は、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。
- 5 かん（金属くず）、びん（ガラスくず）及びペットボトル（廃プラスチック類）はリサイクルするか、産業廃棄物として処理すること。
- 6 産業廃棄物に該当しない紙（紙くず）、布（繊維くず）等リサイクル可能なものは混入しないこと。
- 7 医療廃棄物の内、感染性廃棄物は特別管理廃棄物となるため、「特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を取り扱える場合に限る。）」の許可を受けている業者に処理を委託しなければならない。
- 8 医療廃棄物の内、非感染性一般廃棄物は一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者に処理を委託することができるが、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付したうえで排出しなければならない。
- 9 医療関係機関から排出される非感染性の紙おむつの取扱いは、汚物を取り除き、袋の口を密閉し臭気が外に漏れないようにし、「非感染性廃棄物ラベル」を貼付すること。

動物（ペット等）の死体

	排出方法	排出場所・時間等
動物（ペット等）	粗大ごみ受付センターへ事前申込してから排出	個別対応 (収集は通常、午前の受付分は午後の収集、午後の受付分は翌日の収集)

エ 家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、動物（ペット類）の死体、小型家電等及び蛍光管等を処理施設へ自己搬入する方法

搬入できる種類	搬入先	搬入時間
家庭系一般廃棄物	青岸ストックヤード 青岸清掃センター	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から15時30分まで
事業系一般廃棄物 （資源を除く。）		
動物（ペット類）の死体	青岸エネルギーセンター	月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から17時まで
小型家電等（家庭系一般廃棄物に限る。）	青岸ストックヤード 北事務所 西事務所	青岸ストックヤードは月曜日から土曜日（祝日含む。）までの9時から15時30分まで 北事務所、西事務所は月曜日から金曜日（祝日含む。）までの9時から15時まで（事前連絡したものに限る。）
蛍光管等（家庭系一般廃棄物に限る。）		

備考

- 1 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守すること。
- 2 剪定枝等は直径8センチメートル以下、長さ1メートル以下のサイズに限る。
- 3 家庭から出る瓦、陶磁器、ガラス、がれき類を所有者が自己搬入する場合は、1日1回とし、おおむね100キログラム以下の場合に限る。
- 4 家庭から出る廃材等を所有者が自己搬入する場合は、1日1回とし、直径8センチメートル以下、長さ1メートル以下のサイズで、おおむね100キログラム以下の場合に限る。
- 5 たたみを搬入する場合は、1日1回とし、枚数は6枚以下（半畳たたみも1枚）とする。
- 6 長尺物（ロール状、ひも状）等の搬入は、縦横1メートル以下に切断したものとする。
- 7 健全な廃棄物処理を実現するため、搬入物の展開検査及び搬入物の発生場所の確認を行う場合がある。
- 8 年末年始の搬入日や臨時の搬入停止は、別途広報する。

オ 排出禁止物の例示及びその処理方法

排出禁止物	品目（例示）	処理の方法
有害性、危険性又は引火性のある物	ガスボンベ、エアボンベ、他ボンベ類、消火器、灯油・ガソリン等、ペンキ・シンナー、機械油類（オイル等）、注射針等、その他危険物（農薬、劇薬、毒物等）、水銀血圧計等	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
著しく悪臭を発する物	多量の汚物、汚泥等	
容積又は重量の著しく大きい物	ドラム缶、パレット、木うす・石うす、シャッター類、サンドバッグ、焼却炉、モーター類、ポンプ類、コンプレッサー等	
適正処理困難物（条例第13条第1項に基づき市長が指定する適正処理困難物）	石膏ボード・耐火ボード・断熱材・その他アスベスト（石綿）が含有されているもの	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
	塩化ビニル管	排出者が自ら処理し、又は特別管理産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する特別管理一般廃棄物	
市長が生活環境の保全上特に適正な処理が必要と認める物及び市の廃棄物の処理に支障を及ぼすおそれがあると認める物	室外給湯器、ボイラー、温水器（電気式、太陽熱式、灯油式等）、システムキッチン、ソーラーシステム屋根、太陽光設備等、発電機、電動車椅子、ピアノ（電子ピアノを除く。）、塩化ビニル製品類、風呂釜・浴槽、タイヤ（一輪車・自転車を除く。）、門柱・門扉、パチンコ・パチスロ台、耐火金庫、マネキン（全身）、レジスター、タイムカードリーダー、FRP船体、耕運機・農業機械類・農業用ビニール等、バッテリー（自動車・二輪車用等、ポータブル電源等）、アスファルト、ALC材（軽量気泡コンクリート）、テーブル型ゲーム機、電動マージャン台、エンジン類及びこれらの付帯した物、除湿器（コンプレッサー式）、その他コンプレッサーの付帯した物等	排出者が一般廃棄物処分業許可業者、販売店、専門業者等に処理を依頼する。

カ 法令等により再生利用等が義務付けられているもの及び事業者等により自主回収等が行われているものとその処理方法

品目		処理の方法
自動車（二輪車を除く。部品含む。）		排出者が販売店、専門業者等に処理を依頼する。
原動機付自転車及び自動二輪車（部品含む。）		排出者が指定引取窓口、販売店、専門業者等に処理を依頼する。
特定家庭用機器	ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	排出者は、再商品化等に必要な費用を負担し、以下の方法で処理する。 ・小売業者等に引取りを依頼する。 ・自ら指定引取場所まで運搬する。 ・市に収集を依頼する。

	テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式、有機EL式及びプラズマ式のもの）	
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	
	電気洗濯機及び衣類乾燥機	
小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池及び小型シール鉛蓄電池）		排出者が販売店等に設置された小型充電式電池リサイクルBOXに入れる。
パーソナルコンピュータ		排出者が製造業者又は一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を申し込む。 （平成15年10月1日以降のPCリサイクルマークが貼られているものに限る。）
携帯電話、スマートフォン、タブレット		排出者がモバイル・リサイクル・ネットワークに参加している販売店に回収を申し込む。

備考 小型充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池に限る。）、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン及びタブレットについては、小型家電等として排出することもできる。

キ 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一時多量ごみの適正な処理を行うことにより、生活環境の保全を確保するものとする。

ク 一般廃棄物処分業許可業者の処理

事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物で、市において処理（再生利用等）することが困難であるものとする。

ケ その他

（ア）一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物は、木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずとする。

（イ）在宅医療廃棄物は、排出者が必要に応じ医療機関等と連携し、適正に処理しなければならない。

（ウ）一般廃棄物処理業許可業者への適正処理に関する指導育成。

（エ）家庭系一時多量ごみ（臨時粗大ごみ、引越ごみなどの一時的に多量に出たごみ等）を排出する者は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する若しくは、青岸ストックヤードへ自己搬入する。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者又は一般廃棄物処分業許可業者に処理を依頼する場合、一般廃棄物管理票（マニフェスト）を作成しなければならない。

（５）一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理すべき一般廃棄物の動向（廃棄物の性状及び量）及び各処理施設の耐用年数を考慮し、効率的かつ計画的な施設整備を検討

（６）その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 和歌山市一般廃棄物受入基準を順守してもらうため、市民及び事業者に広く周知徹底

イ 一般廃棄物と併せて焼却処分する産業廃棄物である木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係る木くずの資源化の研究及び見直し

ウ 条例第15条の2で禁止された資源の収集又は運搬を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による意識啓発

エ 不法投棄を防止するため、職員によるパトロール及び看板等による啓発を行い、不法投棄ボランティア及び警察との協力体制の構築

- オ 清潔で美しいまちづくりを目指し、まちなかを中心とした巡回清掃を実施
- カ 和歌山市災害廃棄物処理計画の実行性を保つための継続的な見直し、国・県、周辺市町村との広域的な連携及び民間事業者との協力体制の構築
- キ 海岸漂着ごみについて、海岸管理者等からの要望など必要に応じて回収や廃棄物処理施設での受入など協力を努める
- ク ごみ処理に関する広域的な連携を図り、将来の共通施策・共同施策の実施に向けた研究など、より広域的な取組を検討

2 し尿

- (1) 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥等に限る。以下この項において同じ。）の発生量及び処理量の見込み
 - ア 発生量の見込み 174,463キロリットル
 - イ 処理量の見込み 174,463キロリットル
- (2) 一般廃棄物の環境負荷の低減及び生活雑排水の排出の抑制のための方策に関する事項
 - ア 公共下水道の普及
 - イ 集落排水処理施設への接続促進
 - ウ 合併処理浄化槽の設置促進
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
なし
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者への適正処理に関する指導育成
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
なし
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
なし